

平29福情答申第3号

平成29年7月10日

福岡市教育委員会様  
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会  
会長 田邊宜克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年9月30日付け教指指第159号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市立小・中・高等学校において、PTAやその他任意の団体が、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「福岡市立小・中・高等学校において、PTAやその他任意の団体が、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年8月3日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年7月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年8月3日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年9月2日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書にて、「学校は、長年にわたって、PTA（PTA委員である保護者）へ、正課の授業時間枠を用いた活動を協力要請している為」実施機関が行った本件公文書公開請求に係る非公開決定は違法不当であると主張

している。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年3月27日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

ア 各学校では、学習指導要領第1章総則に指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること」と示されていることに準じ、必要に応じて家庭や地域の協力を得ながら教育活動を行っている。

イ 本件対象文書は、PTAやその他任意の団体が主体となって、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書と考えられる。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

各学校が家庭や地域と連携して教育活動を行っていることは事実であるが、年間の指導計画に基づいた授業は、文部科学省から示された教育課程に沿って学校が主体となって行っているものである。

したがって、教育課程の中には、PTAやその他任意の団体が主体となって正課の授業を行う事実はないことから、本件請求に係る対象文書については、存在しないために非公開を決定したものである。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

(1) 実施機関の弁明意見書によると、審査請求人が求める対象文書は、PTAやその他任意の団体が主体となって正課の授業を行った場合に発生した事故及

び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書であり、この主張に対し、審査請求人は反論等を行っていない。

(2) しかし、審査請求人は、審査請求の理由を「学校は、長年にわたって、PTA（PTA委員である保護者）へ、正課の授業時間枠を用いた活動を協力要請している為」としており、必ずしもPTAやその他任意の団体が主体となって正課の授業を行った場合に限定していないとも解しうる。

(3) また、当審査会が実施機関に確認したところ、本市の小・中・高等学校における正課の授業時間において、家庭や地域社会との連携を深めるためにPTAやその他任意の団体が活動する場合として、親子交流会や体験学習における見守り、外部講師などによる講演会などがあるとのことであった。

(4) よって、当審査会としては、正課の授業時間において、PTAやその他任意の団体が学校から協力要請等を受けて活動した場合も含め、正課の授業時間枠に授業に携わった場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書を対象文書として、今回の公文書非公開決定処分について判断する。

## 2 本件対象文書の存否について

(1) 当審査会は、そもそもPTAやその他任意の団体が主体となって正課の授業を行うことはないと認めるから、そのことのみで、実施機関が主張するとおりPTAやその他任意の団体が主体となって正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態についてその責任を負う役職名が明記されている文書は存在しないと判断できる。

(2) また、当審査会で実施機関に確認したところ、PTAやその他任意の団体が学校から協力要請等を受けて活動した場合についても、事故及び不測の事態についてその責任を負う役職名が明記されている文書は存在しないとのことであった。

(3) 当審査会で、関係法令等を調査したところ、PTAやその他任意の団体が学校から協力要請等を受けて活動する場合において、特別にその責任を負う役職名が明記されている文書を作成すべきとする根拠規定等は確認できなかった。

(4) よって、当審査会としては、福岡市立小・中・高等学校において、PTAやその他任意の団体が、学校からの協力要請等を受けて活動した場合も含め、正課の授業に携わった場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書は保有していないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、また、そのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年9月30日	実施機関からの諮問
平成28年12月15日	実施機関から弁明意見書の提出
平成29年3月27日（2部会）	実施機関の口頭意見陳述，審議
平成29年4月19日（2部会）	審議
平成29年5月31日（2部会）	審議
平成29年6月21日（2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子